

○子育て・女性健康支援センター受託実習生取扱規程

子育て・女性健康支援センター受託実習生取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子育て・女性健康支援センター(以下「センター」という。)における受託実習生の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「受託実習生」とは、助産師、看護師等の医療技術者等の養成を目的とする学校、養成所又は医療関係団体等(以下「養成機関等」という。)の学生、生徒又は会員等(日本助産師会に所属する者に限る。)で、養成機関等の長の委託により、当センターにおいて実習の指導を受けるものをいう。

(申請)

第3条 受託実習生を委託しようとする養成機関等の長は、実習申請書(様式第1号)により、滋賀県助産師会会長(以下「会長」という)に申請しなければならない。

(許可)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、センターの業務に支障がなく、受託を適当と認める場合に限り、受入れを許可するものとする。

(通知)

第5条 会長は、前条の規定により、実習を許可するときは、受託実習生受け入れ許可書(様式第2号)により、養成機関等の長に通知するものとする。

(実習期間および時間)

第6条 受託実習生の実習の期間は、実習の内容に応じて会長がその都度定めるものとする。ただし、受入れを許可した日の属する年度を超えないものとする。

2 受託実習生の実習時間は、1日4時間以上6時間以内とする。

(受託実習人数)

第7条 受託実習生の人数は、1日最大3名までとする。

(受託実習料)

第8条 養成機関等の長は、受託実習生の受け入れが許可されたときは、受託実習料として受託実習生1人につき、別表に掲げる受託実習料を受け入れ期間に応じ、直ちに納付しなければならない。

2 既納の受託実習料は、返還しない。

(受託実習生の遵守義務)

第9条 受託実習生は、法令およびセンターの諸規程を遵守し、かつセンター長等の指示に基づき実習しなければならない。

2 受託実習生は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 実習期間中は、実習に専念すること

- (2) 業務に対して非協力的な行動をとり、センターの秩序を乱す行為をしないこと
- (3) 実習にあたって知りえた秘密を漏らさないこと

(実習の停止および許可の取り消し)

第10条 受託実習生が前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があった場合は、会長は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は第4条の許可を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により、実習を停止させ、又は実習の許可を取り消すときは、これを養成機関の長に通知する。

附 則

(施行期日)

1 [この規程](#)は、平成28年3月11日から施行する。

別表

実習時間	4時間以上6時間までとする
実習人数	1日最大3名とする 但し、健康教育における見学実習の場合は最大10名までとする。
実習費	1日1万円以上 見学実習 1名につき 1,500円以上 助産実習 1名につき 4,300円以上

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

滋賀県助産師会 会長 様

養成機関の住 所

ゝ 名 称

ゝ 代表者名

㊟

実 習 委 託 申 請 書

貴施設の受託実習生受入れ規程に従い、下記のとおり子育て・女性健康支援センターの受託を申請いたします。

記

1. 学生の氏名および人数：
2. 実習期間：平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）
3. 実習内容：
4. その他： 実習計画表添付のこと

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

一般社団法人
滋賀県助産師会 会長
⑩

受 託 実 習 生 受 入 許 可 書

年 月 日付け 第 号により、申請のありました実習生の受け入れについては、下記の事項を条件として許可いたします。

記

1. 受託実習料は、 円とする。
2. 別添の「子育て・女性健康支援センター受託実習生取り扱い規定」を遵守すること。